

新潟市人事委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月23日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会訓令第1号

新潟市人事委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部を改正する規程

新潟市人事委員会情報通信技術の活用に関する規程（令和元年新潟市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべて総務部長」を「総務部長」に、「すべて総務部デジタル行政推進課長」を「総務部デジタル行政推進課長及び総務部情報システム課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。